

令和6年度第3回筑紫野市子ども・子育て会議 議事録

開催日時:令和6年12月23日(月)18:30～

会場:筑紫野市役所505会議室(5階)

出席委員:大西委員、秦委員、染原委員、日高委員、永吉委員、石橋委員、北原委員、
樂満委員、武富委員

欠席委員:笠委員、佐々木委員

事務局:石川・こども家庭課長、原田・こども政策課こども政策担当係長、井上・こども政策課こども政策担当主任、山下・学校教育課教育指導担当係長

計画策定支援業務委託業者:株式会社談 稲崎、森本

■次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - 1) 保育所等の認可確認について
 - 2) こども・若者アンケートの集計結果について
 - 3) こども計画書案について
 - ① こども計画の理念(キャッチフレーズ)案
 - ② こども計画の表紙案
4. 今後のスケジュールについて
5. その他
6. 閉会

1. 開会（進行：こども家庭課長）

本日の会議は会議次第に沿って進める。

2. あいさつ（こども政策課こども政策担当係長）

本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。7月からこども計画についてご審議をいただき、あらためてお礼を申し上げます。おかげさまで無事に本市のこども計画案をご覧いただける運びとなった。こども計画案を審議いただくとともに、1月からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて3月に子ども計画を策定する運びとなる。パブリックコメントで大きな変更点がない限りは、本日の会議が最後となる。ご審議のほどお願い申し上げます。当初、こども政策課長の岡嶋があいさつをする予定だったが、体調不良でやむを得ず欠席。こども部長の嘉村も議会対応でやむを得ず欠席する。ご了承いただきたい。体調を崩す人が目立っている。ご自愛いただきたい。

○司会

議題に入る。進行は委員長にお願いする。

3. 議題（進行：委員長）

○委員長

議題が3つあり、1つは審議事項。議題1、保育所等の認可確認について、事務局から説明をお願いします。

1) 保育所等の認可確認について

○事務局

子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する確認申請について、同条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日からの利用定員を定めるに当たって、筑紫野市子ども子育て会議のみなさまのご意見を伺う。確認申請について説明する。確認申請は子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付を受けるに当たって必要な手続き。保育所が新たに認可を受ける場合や、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園が新制度に移行する場合、定員数を定めて市に行う申請のことをいう。確認した後は、申請に基づき、市から施設に対して施設型給付費を支給する。

2つの施設について説明をする。いずれも開始予定日は4月1日。まず美しが丘幼稚園について。新制度に移行する相談が市に寄せられた。代表者は学校法人御笠学園。施設の種類は幼稚園。施設名称は美しが丘幼稚園。所在地は筑紫野市美しが丘南1丁目11番地1。定員は1号認定184人。

次にリトルワールドちくし保育園について。来年度オープンする新たな認可保育所。待機児童対策の事業の一環として位置付けている。申請者・代表者は株式会社 Branches。施設の種類は

保育所。名称は現時点でまだ仮名だが、「リトルワールドちくし保育園」を予定している。所在地は筑紫野市大字若江 742 番地。定員は2号・3号認定合わせて 150 人。

3ページ以降には美しが丘幼稚園の現地確認したときの写真を掲載している。ご審議のほどお願いしたい。

○委員長

2件、確認申請の内容について説明をいただいた。この件について、みなさまからご質問、ご意見があればお願いしたい。確認だが、リトルワールドについてはまだ建っていないのか。

○事務局

現在建築中だ。

○委員長

建設中なので写真はないのか。

○事務局

その通り。

○委員

リトルワールドちくし保育園は、こども園ではなく保育所か。

○事務局

おっしゃる通り。認定こども園ではなく、認可保育所だ。

○委員長

ほかに、気になる点などはないか。

○委員

この状態で「オッケーです」と出すのか。

○事務局

法律ではこの子ども・子育て会議の意見を聴き、承認することになる。ここは決定する場ではなく意見を聴く場だ。

○委員

意見を言うとしても基準がわからない。

○事務局

法律上は、子ども・子育て会議には幼稚園の先生や小中学校の先生、あるいは保育所の関係者がいるので、関係者より、それぞれの立場から意見を聴くものである。正式に法律に照らし合わせての認可の事務手続きは市役所で行う。

○委員長

待機児童の解消に寄与するための確認申請ということだが、待機児童何人に対して、どのくらいの数を確保できるのか。

○事務局

待機児童数は令和4年度においては 31 人、5年度および本年度は 16 人。待機児童解消のため定員150人の施設を建てるのが市の計画。

○委員長

待機児童対策のためかなり幅を持たせた対応。150人で、受け皿としては確保できそうということだ。

○事務局

一方で保育ニーズは年々高まっており、これで十分かと言われれば、申請を受けてみなければ確証はない。150人は過剰ではないというのが私どもの認識だ。

○委員長

ありがとうございます。特にないようであれば、議案1、この内容で了承いただくということよろしいか。了承いただいたということで進める。

続いて、議題2に移る。こども・若者アンケートの集計結果について、説明をお願いしたい。

2) こども・若者アンケートの集計結果について

○事務局

こども・若者アンケートの集計結果について説明する。調査は 9 月に実施。調査方法はWEBアンケート。調査対象と回答数は、小学6年生956件、中学2年生863件、高校2年生 1390 件、合わせて 3209 件の回答をいただいた。ヤングケアラーと子どもの居場所に関する設問に絞って説明をする。

5ページ、「家族の中にあなたがお世話をしている人がいますか」という設問。「いる」と回答したのは小学6年生が 32.9%、315 人。中学2年生が 29%、250 人、高校2年生 11.8%、164 件

という結果になった。福岡県の調査結果と比較して、全年齢において割合が高い結果となった。

6ページから12ページは「お世話をしている人がいる」と回答した人への設問。6ページはお世話をしている人が誰かを聞いた。母親、きょうだい、父親の順に多い。7ページ、お世話の内容としては、食事の準備や掃除、洗濯といった家事、留守番などの見守りが多くなっている。8ページ、お世話をしている頻度を聞いた。「ほぼ毎日」と回答した人が30～40%で最も多い。9ページ、世話の時間については、3時間未満が70～80%と最も多くなっているが、7時間以上も5～7%いた。

10ページ、「お世話をしていることで、やりたいけれどできないことはありますか」と聞いた。「特にない」が70～80%と最も高く、「できないこと」の中では「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」「睡眠が十分に取れない」「自分の時間が取れない」が多かった。

11ページ、「学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援はありますか」という設問。「特にない」が最も多く、このほか「自由に使える時間がほしい」「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強などの学習のサポート」が多かった。

12ページ、「自分や家族のことで話を聞いたり相談にのったりしてくれるとしたら、どのような方法がよいですか」と聞いた。「直接会って」が最も多かった。

13ページ、「あなた自身は『ヤングケアラー』にあてはまると思いますか」として、イラストと説明文をそえて尋ねた。グラフ上段が回答者全員の結果で、「ヤングケアラーにあてはまる」と回答したのは小学6年生が2.8%の27人、中学2年生は3.4%の29人、高校2年生は1.2%の17人となっている。

下段の内訳は「世話している人がいる」と回答した人に絞り込んだ結果。小学6年生が6.7%21人、中学2年生6.8%17人、高校2年生5.5%9人となっている。「お世話している人がいる」と回答したが、「ヤングケアラーにあてはまらない」と回答した人が多い一方で、「お世話をしている人はいない」が「ヤングケアラーにあてはまる」と回答した人も小学6年生で6人、中学2年生で12人、高校2年生で8人いることがわかった。県調査と比較すると、「ヤングケアラーにあてあまる」と回答した人は小中学生で若干高かった。

続いて居場所に関する質問。14ページ、「あなたは家や学校以外に『ここにいたい』と思う居場所がありますか」と聞いた。「居場所がある」と回答したのは小学6年生で66.6%、中学2年生で72.2%、高校2年生で58.1%。こども家庭庁が実施した子どもの居場所づくりに関する調査と比較すると、「ある」割合がすべての年代で少ない。

「ある」と答えた人への設問の結果が15～17ページにある。15ページ、「居場所とは、どのような場所ですか」と聞いた。「好きなことをして自由に過ごせる」「いつでも行きたい時に行ける」「1人で過ごせたり、何もせずのんびりしたりできる」という回答が多かった。

16ページ、「居場所でやってみたいことや、もっとこうだったらいいのと思うことはありますか」という質問については、「自分が好きなことや、興味があることをしたい」「特にない」が多かった。

17ページ、「今ある居場所に加えて、新たに『ここに居たい』と感じる居場所がほしいですか」という質問については、どの年代でも「ほしい」が約30%。「今のままで十分、新たに必要はない」が

52～54%と最も多い。

「居場所がない」と回答した人への設問。18 ページ、「居場所がない」と回答した人への質問で、「家や学校以外に、『ここに居たい』と感じる場所がないのは、なぜですか」という質問。「家や学校以外に必要と感じないため」との答えが約 50%で最も多い。

19ページ、「家や学校以外に、居場所がほしいですか」という質問にはどの年代でも「わからない」が 40%以上と最も多く、「ほしい」と「ほしくない」を比べると、中学 2 年は「ほしい」が高く、小学 6 年と高校2年は「ほしくない」の方が高かった。

20 ページ、「どのような場所であれば行ってみたいと思いますか」という質問には、「いつでも行きたい時に行ける」「一人で過ごせたり、何もせずにのんびりしたりできる」が多かった。

自由意見について、多かったものを28ページに掲載している。「遊んだり、勉強したり、スポーツをしたりできる場所がほしい」という遊び場や居場所に関すること、学校の設備やルールに関すること、通学路のごみや道路など生活環境に関すること、子育て世代や若い世代への助成金や支援金など経済的支援に関することが多く寄せられた。

アンケートの結果を踏まえ、回答にご協力いただいた子どもたちへ対し、特に多かった意見や市の対応をまとめ、フィードバックすることとしている。左側に回答結果を記載し、それに関する市の対応を右側に記載している。1点目が居場所に関することで、居場所があると回答したの割合が国調査と比較して低い結果だったことと、自由意見でも勉強できる場所や遊べる場所がほしいという意見が多く寄せられたこと、こども計画の中に新たに子どもの居場所づくりの推進という項目を入れ、検討を進めていく旨を伝えている。2点目はヤングケアラーにあてはまると回答した人の割合が、県調査と比較して高い結果となったことに関しても、こども計画の中でヤングケアラーの把握や支援に努めることを記載している。

3、4点目は市立小中学校に関することで、エアコン設備やインターネット環境の改善が多かったため、市側の対応を記載した。

○委員長

ありがとうございました。こども・若者アンケートの集計結果について、委員のみなさまからご意見やご質問はあるか。分量もあるので、見ていただく時間を少し取って、お気づきの点があれば出していただきたい。

5ページに「家族の中にお世話をしている人はいますか」で、ここでのお世話は本来大人が担うことを想定している家事や育児と書かれ、「いる」と回答した子どもが比較的多い。国の調査では小学生で家族の世話しているのは6%くらい。

○事務局

県の調査結果では小学生 15%、中学生 10%、高校で5%程度である。

○委員長

それに比べると高い。

○事務局

13 ページの資料を確認したい。ヤングケアラーの自覚について。県の調査でいうとヤングケアラーの自覚が小学生2.2%、中学生1.8%、高校生1.6%だった。割合を比較すると、お世話をしている人は県よりも市の方が多いが、ただちにヤングケアラーが多いと言えるかは不明瞭。個人の見解だが、お世話をしている人が「きょうだい」の部分で、小学生が58.7%、中学生が51.2%と高い数字を示している。ヤングケアラーの自覚はないが、小中学生の子どもにとって、きょうだいに乳幼児がいるところは、お父さんお母さんの代わりにきょうだい児のお世話をしていることも回答の中に多く含まれているのではと考えている。

○委員長

私もそのように感じていて、大人が本来担うという想定を子どもがどうとらえるか。ヤングケアラーの定義としては、大人が本来担うケアを子どもが担うことによって、生活上の課題が起きること。子どもたちにとっては、大人が担う世話を担っているという認識が高いと感じた。イコールヤングケアラーではないが、子どもたちが自分の家族のことを一生懸命やっている姿と見えてきた。一方で、13ページ、ヤングケアラーという自覚となると、表を見て回答をしたということ。あてはまるか、と聞くとこの数字になる。国の調査、県の調査と若干差はあるが、だいたい同じくらいになるのを見ると、筑紫野市の子どもは積極的に家族の面倒を見ている。ケアを担うことが悪いことではない。ケアを担うことで生活上の子どもの権利が保障できなくなることが大きな課題である。家族のことを思って担っていることは、悪いことではないという印象を持った。

○事務局

おっしゃる通り。筑紫野市のヤングケアラーが県平均と比べて数倍いる、ということではない。

○委員長

ありがとうございます。家族の核家族化が進む中で、子どもがケアを担う機会や割合が高くなっていると感じる。もっと核家族化が進む中で、きょうだいの世話をする機会が増えていくのかもしれない。

○事務局

ヤングケアラーの対策はこども計画でも触れたい。

○委員長

ありがとうございます。委員のみなさまからご質問などあるか。

○委員

8ページ、9ページで件数は書いていない。意味があるのか。

○事務局

6ページ、7ページも件数は書いていない。

○委員

8ページはパーセンテージだけ。13ページはパーセンテージと件数が入っている。この違いは何か。意味があるのか。

○事務局

13ページのヤングケアラーという自覚の設問において、回答者全員の結果とお世話する人がいると回答した人の結果の2パターンを出して、件数の差を比較したかったので、あえて出した。「お世話をしていない」と回答したが「ヤングケアラーにはあてはまる」と回答した人の件数がわかればと思った。

○委員

小学生、中学生、人数が違うので、数があればわかりやすいと思った。

○事務局

(n=315)のように書いているので分母はわかるが、一つ一つに件数があった方がわかりやすいということか。

○委員長

わたしはこども食堂を学生や地域の人としているが、こども食堂を居場所と感じている子どもがいるのかなと思った。15ページ、居場所があると回答した人へ「どのような場所ですか」という質問で、その他のところにこども食堂と書いてあるケースはあったのか。

○事務局

具体的に書いてあったかは手元に資料がないが、私どもの意図としては子ども食堂も子どもの居場所になりうるものとして、こども計画では規定している。

○事務局

24ページに「あなたはこども食堂に行ったことがあるか」と聞いている。居場所のところには入っていなかった。

○委員長

小学生で2割はある。

○事務局

筑紫野市内にある子ども食堂は7団体が10 か所で行っている。子ども食堂あたり平均80人が利用。月あたり13回ほど実施されている。

○委員長

延べにすると結構な人数になる。

○委員

感想になるが、10 ページのところ、お世話をしていることでできないことがあるか、という項目で、一番多いのは「特にない」だが、次に「自分の時間が取れない」「睡眠が十分にとれない」がある。子どもの睡眠のことを調査しているが、家の世話をすることで自分の睡眠がとれない子どもが、お世話をしている子どもの中で1割超えるくらいいる。結構な割合。ヤングケアラーと睡眠の関係もみていく必要がある。

○事務局

睡眠がとれない結果として、学校に行きたいけどいけない、学校に遅刻してしまうという課題につながる。

○委員長

ご質問、特になければ。最後の議題に進みたい。こども計画の案について、事務局から説明をお願いしたい。

3) こども計画書案について

- ① こども計画の理念(キャッチフレーズ)案
- ② こども計画の表紙案

○事務局

こども計画案を見てほしい。1月のパブリックコメントを実施するにあたり、子ども・子育て会議として、計画案の承認をお願いするもの。前回からの変更箇所を説明する。また、計画の全体像を踏まえつつ、こども計画の理念を採択してほしい。併せて計画の理念を踏まえた上で、表紙案を決定いただきたい。

計画案の1章から2章は大きな変更案はないため、説明は割愛する。

27ページの基本理念。前回会議の議論を踏まえて3つの案に集約した。前回の主な意見として

は、「子ども・若者の今の幸せと、未来への希望といった要素を入れてほしい」「大人についても言及した方が、保護者に他人事と思われない」「ウェルビーイングという文言を入れてはどうか」という提案をいただいた。3つの主な意見を踏まえた上で、番号1～3で理念案を記載した。1番が「すべての子ども・若者が 未来に希望をもち たくさんの笑顔で暮らせる筑紫野市」、2番が「子どもが夢を描き、大人が子どもと共に育ちあう 筑紫野市を目指して」、3番が「みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が幸福を実感し、未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」、以上3つの案。みなさまでご審議いただき、いずれか一つを採択いただきたい。

28 ページ以降について。第 4 章は、こども計画の本体部分となる。全体の構成は 29 ページに記載の通り。子ども・若者のライフステージごとに5つの区分に整理し、その上で①子どもの権利保障の推進から、⑮ひとり親支援の充実まで、15項目の基本施策を掲げた。

現行の第二期子ども・子育て支援事業計画になかった項目としては、②子どもの居場所づくりの推進、③子どもの貧困対策の推進、⑪次代を担う若者の育成、⑫就学・就労など自立支援に向けた支援の推進、⑭経済的支援の充実。この5項目が追加項目となるため、重点的に説明する。

30ページ、ライフステージ共通。基本的な考え方、基本施策と目指す姿を記載している。

31 ページ、基本施策①子どもの権利保障の推進について。現状と課題、施策の方向性、それに則る形で主な基本事業と主な取組、成果指標を共通の項目として記載している。31ページには子ども施策の根底にある子どもの権利保障を置いて、子どもの権利が侵害、あるいは疎外されるものとして、自殺対策とヤングケアラーへの支援、児童虐待防止などを基本事業として位置付けている。成果指標のところでは、市の総合計画に合わせ、子どもの人権に関する相談窓口の認知度と、新たな指標としてヤングケアラーの割合を設定している。

32 ページは基本施策②子どもの居場所づくりの推進。子ども・若者の WEB アンケートの結果を踏まえ、小学生の居場所づくりが課題と位置付けをしている。施策の方向性として、コミュニティセンターをはじめとする公共施設を活用して、子どもの居場所づくりを進めることを掲げた。基本事業「地域交流の場の提供」では、さきほど話題に上がったこども食堂への継続的な支援を行うことを掲げた。成果指標としては、こどもの居場所の数を掲げた。子どもの居場所はフリースペースのほか、子ども食堂も含まれるものとして、成果指標に位置づけた。

33ページ、③子どもの貧困対策の推進。教育の支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援の4つを課題として設定。経済的支援は別の項目を掲げている。主な基本事業の教育支援は、就学援助や修学資金の貸し付けなどのほか、子どもや若者への学習支援も含まれる。生活支援や保護者の就労支援については、具体的には生活保護世帯への指導や、保護課で実施する暮らしの困りごと相談事業での支援などを想定している。成果指標でも、こども家庭センターから暮らしの困りごと相談につながった割合としている。

40ページ、⑧学校教育の充実。筑紫野市教育振興基本計画に基づいて学校教育の充実に取り組むことに加え、いじめや不登校への対応を基本事業として設定し、成果指標としても対応するものを掲げた。

43ページからは青年期の項目。市こども計画では、青年期について15歳以上の若者として整

理をした。現行の計画と比べて青年期が加わったことが大きな特徴。

44ページ、⑪次代を担う若者の育成。こども・若者アンケートの結果を踏まえ、居場所づくりを課題として設定。主な基本事業でも若者の社会参加と居場所づくりの項目を設けた。若者の居場所づくりについては、アンケートの結果を踏まえ、11月に集計が終わった上で新たに設定した。課題として、あるいは基本事業として位置づけているが、筑紫野市として具体的にどのような事業をするかは今後検討していく。次の基本事業として相談窓口の周知があるが、主な内容としては生涯学習課所管のヤングテレフォンがあたる。健全に成長できる環境づくりとしては、青少年指導員などが行うパトロールや、市の危機管理課が行う消費者啓発事業などを想定している。

45ページ、若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進。特に課題としてひきこもりなどへの支援を掲げている。具体的な支援としては奨学資金の貸し出しや暮らしの困りごと相談による自立、就労、あるいは就労準備支援などの相談支援の充実を掲げる。

48ページ、経済的支援の充実。1月に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、高校生以上への経済的支援を課題として掲げた。経済的支援については、市単独での取組は難しいところもあるが、直近の取組としては国・県と連携して、福岡県による子ども医療の拡充や、国による児童手当の高校生年代への拡充があてはまる。成果指標は、市の総合計画に合わせ、経済的不安のある保護者の割合を設定した。以上が第4章までの説明である。

○委員長

4章までの内容に関して、質問などあるか。基本理念については後ほど審議したい。基本理念以外について質問があれば。

○委員

内容ではないが、見たときに気になったのが、数字の前後の空白がばらばら。例えば32ページの「11」は小さい。令和5年度12月が小さかったりする。フォントを変えたので、ずれが生じているだけかもしれない。確認をお願いしたい。

○事務局

フォントの調整、レイアウトの調整については後日実施するパブリックコメント後に調整をしたい。

○委員

成果指標に基準値があるが、基準値はどのように考えたらいいか。

○事務局

おおむね令和5年度の実績だ。

○委員

そのことはどこかに書いてあるか。

○事務局

明記はしていない。なお、目標値は令和 11 年度、計画の最終年を掲げた。

○委員

40ページの学校教育の充実のところで、登校に不安のある子どもたちへの支援がある。学校復帰に向けた支援という意味合いがメインになると思う。社会的自立に向けた学びの保障という面で、国も学校に行かせることを全くしないとはしていないが、どちらかという多様な学びの場の保障ができてきているので、学校としても個別最適な学びを充実させている。多様な学びに対応していける視点がこれから大切になってくるのではと思う。

○事務局

パブリックコメントで寄せられる意見も踏まえて考えさせていただく。委員がおっしゃった考え方を書こうかどうか迷ったが、今時点で事務事業として何かあるか問われると難しいところがある。

○事務局

具体的な取組ではないが、施策の方向性で、委員がおっしゃったような「多様な学びの場の整備に努めます」という文章で表現している。

○委員長

確認になるが、44ページ、次世代を担う若者の育成で、若者の社会参加と居場所づくりの中で「若者が主体となった居場所づくり」がある。若者が主体となった居場所というのはどんな居場所なのか。想定されているのか。

○事務局

筑紫野市内で実践されている事例は、市の生涯学習センターが挙げられる。大人が決まったプログラムを用意して若者が参加する形ではなく、自主学習も含めたフリースペースを提供し、何をするかは子どもと若者にゆだねている。居場所で何をするかは子どもや若者が考えられるようになればというイメージを持っている。

○委員長

枠をつくってプログラムを提供する、という形ではなく、集える場所をつくっていくということ。

○事務局

こども・若者アンケートの結果を踏まえ、若者が大人から干渉されない、思い思いにできる場所

も居場所になりうると考えている。

○委員長

そう考えると、生涯学習センターのような場所を複数個所つくっていくようなことが、主な取組ということになるのか。

○事務局

子どもの居場所づくりの中ではコミュニティセンターという名前を出しているが、若者をどうするかは未定である。

○委員長

若者の居場所が少ないと言われている。今回のアンケートでは中学生は居場所が比較的あるという回答があるが、高校生の方は 58.1%にとどまっていて、どちらかという大きい世代の居場所が必要なかなと思った。

○事務局

アンケート結果の読み取り方について補足がある。全体として若者の居場所が必要だと課題設定したが、アンケートの高校生のうち、回答者の2割程度しか筑紫野市民がいない。市外の若者についてどうするかは未定である。まずは、筑紫野市民の若者に対して、筑紫野市でどういった居場所を提供するか、ということを考えていきたい。

○委員

30ページのライフステージ共通のところに基本的な考え方がある。第2段落に「子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』」とあり、ウェルビーイングの考えを示しているが、「経済的」が入っていない。経済的が入っている定義と入っていない定義もある。経済的な施策も大事にしてある。身体的、精神的だけでなく、社会的な幸福、経済的な幸福も一つ大切なものとして挙げられているといいなと思う。言葉の定義として、社会的な部分に経済的も含まれるならそれでもいいと思う。

○事務局

現時点で明確な回答は持ち合わせていないが、定義についてはこども家庭庁がウェルビーイングを説明した資料を引用している。経済的は社会的に含まれるかと思う。経済的という言葉を示すべきかどうかは持ち帰って検討したい。

○委員長

引き続き第5章について説明をお願いしたい。

○事務局

第5章については、前回会議から国の通知、県のヒアリング調査、市の令和6年度の事業の実施状況などを踏まえ、一部数値を修正した。併せて5つの事業を前回の会議資料から追加した。追加事業を中心に説明したい。

53ページ、幼稚園について変更はない。54ページ、保育所は県からの指導により、数値を若干修正した。具体的には供給可能な量について、3,097人となっていたが、3,152人に修正した。過不足のところで注目すべきは、3号認定の1歳児について、令和7年度のみマイナス2となっている。実際の保育所では定数以上の受け入れが可能な弾力的運用をしており、受け入れ可能である。

55ページが追加項目の一つ目。利用者支援事業に地域子育て相談機関を明記した。令和4年度児童福祉法改正により創設された事業で、すべての子育て世帯からの相談を受け付けるという位置付け。国や県からの指導内容を踏まえ、まずは利用者支援事業基本型1か所と、地域子育て支援拠点事業2か所の計3か所を地域子育て相談機関として位置付けるよう計画として記載した。

56ページ、地域子育て支援拠点事業について。市役所の敷地内にある子育て支援センターと、つどいの広場「つくしのこ」が該当する。記載内容に大きな変更はない。前回まで年間あたりの延べ利用回数を書いていたが、国や県の指導により、月当たりの延べ回数に変更した。

56ページ、妊婦等包括相談支援事業。国の制度改正などにより、新規事業として追加した。妊娠届出時、妊娠8か月、出生時など、1組当たり2～3回の面談などを行う。

58ページ、産後ケア事業について。国からの通知などにに基づき、新規事業として追加した。産後間もない家庭に対する支援で、筑紫野市では令和5年度から事業に着手した。10月からは従来の相談支援に加えて、宿泊型、通所型を追加した。併せて利用日数の上限も2日から7日に延長した。

58ページ、子育て世帯訪問支援事業は国の制度改正に伴い、令和7年度からの新規事業として追加した。18歳未満の子育て世帯について、相談支援やホームヘルパー派遣などの支援を行う。状況によってはヤングケアラー家庭へのホームヘルパー派遣も可能な事業である。

59ページ、養育支援訪問事業。前回の子ども・子育て会議では5件と書いており、「妥当かどうか」という質問を受けていた。令和6年度の事業の実施状況などを鑑みて、10件へ上方修正した。

60ページ、乳児等通園支援事業（通称・誰でも通園制度）は国からの指導に基づき追加した。3歳未満の子どものうち、普段から保育所や幼稚園などに通園していない子どもを対象として、全国的に令和8年度から実施される。現時点で見込み量の算出が困難なため、国からの通知などにに基づき、今回のこども計画では具体的な数値の記載は見送った。

62ページ、病児保育。近年の利用実績などを踏まえ、令和7年度494件としていたが、今回の資料からは690件に上方修正した。

63ページ、資料の修正がある。児童育成支援拠点事業の令和8年度の表記として、供給可能

量が0件、過不足がマイナス 36 件となっているが、修正する。令和8年度の供給可能な量は36件、過不足は0に修正。併せて確保方策で「令和 9 年度以降の実施に向け」とあるのを「8年度」と修正する。当初予定より1年前倒しで記載する。児童育成支援拠点事業は、国・県からの指導を踏まえ、今回こども計画での新規事業として追加した。事業内容としては、家庭や学校などに居場所のない子どもたちに対して、居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポートなどの支援を行うもの。現時点では実施しておらず、具体的な計画も定まっていないため、事業の詳細は未定。以上が第5章の前回の資料からの変更点だ。

70～74ページは、第6章の推進体制。75～88ページは参考資料として追加している。現行計画の記載内容を踏まえつつ、こども基本法をベースにした内容に文言を修正した。大きな変更点はない。

○委員長

ありがとうございました。皆さまからご質問はあるか。

○委員

表の中の数字について上つきになっているのが気になる。

○事務局

先ほどの点と含めて修正する。

○委員

量の見込みは変わっていないとのことだったが、61ページの一時預かりの量の見込みは下がっている。これは変えたのか。

○事務局

説明から漏らしていたが、修正している。

○委員長

ありがとうございます。ほかはいかがか。全体を通じて、あらためて質問はあるか。ないようなら基本理念を協議したい。3つの案から1つ選ぶ。どの案がいいか、ご意見をいただきたい。今回出ているのが、1番は「すべての子ども・若者が 未来に希望をもち たくさんの笑顔で暮らせる筑紫野市」。「笑顔」がキーワードとして入っている。2番目は「子どもが夢を描き、大人が子どもと共に育ちあう 筑紫野市を目指して」。「保護者」「大人」がワードとして入っている。3番目が「みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が幸福を実感し、未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」。「ウェルビーイング」という言葉がキーワードとして入っている。サブタイトルも「未来に希望を抱く」とか、「幸福感を実感」というキーワードが入っている。これがいいなと思われる

ものはあるか。

○委員

私は3番目がいいと思う。ウェルビーイングがきちんと定義されている。計画にそってさまざまな機関がこれに沿って物事を進めていく中で、キーワードが入っていれば方向性としてわかりやすい。世界的な動きとしても経済的な面のみで尺度があったが、少しずつこういう新しい言葉で見えていこうという流れがある。筑紫野市としてこれを大切にするというメッセージ性が強い。学校としてもこれを取り入れたいと思っている。こども計画でこういう言葉が出てくると、市として目指していると言やすい。

○委員

1番か3番の若者という言葉が入っているのがいいかなと思う。私たち子育て関係のことをしている人は、若者とか子どもの幸せを考えると、こども計画は39歳までが対象になることは知っていても、正直まだ違和感を持ちながら話を聞いている。若者も一緒に幸せになりましょうとうたっている。でも名前はこども計画。表紙に若者という言葉が出てこない、対象者に届きづらいかなと思った。30代の人には自分のことと思われたいのではないかな。

○委員

子どもを幸せにというなら大人も、みんな一緒に入れたらいいのではと言ったが、内容を聞いて、内容が多岐にわたっている、キャッチフレーズに大人は入れない方が、焦点が絞られていいかなと思った。1番か3番でいいと思う。3番のウェルビーイングはキャッチーだが、表紙に入れるなら長いかなと思った。これに決まれば入れる場所も変わると思う。

○委員長

1番か3番の意見が多いと思う。2択で、挙手していただいて決める。1番目の「すべての子ども・若者が 未来に希望をもち たくさんお笑顔で暮らせる筑紫野市」がいいと思う方、挙手をお願いします。(1人挙手)。3番の「みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が幸福を実感し、未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」がいいと思う方。(挙手5人)。3番が多いが、長すぎるという声もある。1番に手を挙げた委員が、推す理由は。

○委員

キャッチフレーズなので単純でわかりやすい。

○委員長

ちなみに3番を短くするのはどうか。

○委員

短くするのならそれでいいと思う。

○委員長

3番は長い印象がある。サブタイトルのつく下の部分をコンパクトにできればというのが個人的な意見。若者というワードは残したい。

○事務局

余談だが、筑紫野市の総合計画は「幸福実感都市」という言葉を使っている。例えば「子ども・若者が幸福を実感できる筑紫野市を目指して」はいかがか。

○委員

ウェルビーイングにも幸せという意味がある。

○委員長

ウェルビーイングに幸福という意味あいが含まれているとすれば、逆にそこを外して、「子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」なら重複しないでもいいのでは。

○事務局

事務局としても長いという印象がある。委員長からご提案をいただいた「子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」あたりがいいかなと思う。

○委員長

パブリックコメントで意見をいただく可能性もある。会議としては3番の「みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」にするということとでよろしいか。決まってよかった。もう1点、表紙案がある。

○事務局

表紙案をいずれにするか。上段に「筑紫野市こども計画」、下段に先ほど決定したキャッチフレーズが入る。違いは写真。案の1と2はフリー素材を使った。案3は市制50周年を記念したフォトコンテストの入賞作品のひとつ。案の4はフリー素材の画像を使った。

○委員長

こども計画の冊子の表紙になる。これがいいというのがあれば出してほしい。個人的にはフリー素材より、せっかくなら筑紫野市のお子さんが出た方がいいと思う。案2の文字はかわいい。子どもの表情みたいなものが出ている。

○委員

お父さんとお母さんがいるのが引っ掛かっている。絵もそうだが、お父さん、お母さん、子ども2人が定番だが、保護者はいない。子どもだけがいいかなと。筑紫野市の子どもがいい。この子たちは顔出しOKなのか。

○事務局

フォトコンテストで確認を取っている。

○委員

若い職員に見てもらったが、結婚のこととかも言われている。お父さんお母さん(の姿)はない方がいい。絵より写真が見栄えがする。風景がいい。11年まで使われるので、もし自分の子どもだったらどうか。この子が嫌がらないかなと、お母さんとしては思うと言っていた。

○事務局

撮影自体は2年前。

○委員

今はよくても、嫌がらないか。

○委員長

もし3番になるなら、本人に確認してほしい。11年度まで使われる。いい写真だ。

○委員

筑紫野市らしい感じがする。

○委員長

紫色は筑紫野市のカラーなのか。

○事務局

市の色として使っている。筑紫野市の紫(し)は紫(むらさき)色。

○委員長

案3が有力。

○事務局

相手に確認した上で、承諾が得られれば案の3、承諾が得られなければ案の1ということでどうか。パブリックコメントが表紙不在となる。写真抜きで、文字のみとなる。

○委員長

案の3でまずは決めて、お子さんのご意見をお聞きして、決めていけたらと思う。

○事務局

子ども若者の当事者の意見を聴くことが大切。当事者の意見を聴いた上で判断したい。

○委員

案の1となる場合、子どもの背中の星条旗が気になる。

○事務局

これに準じて別の画像に差し替えるということで事務局に一任いただきたい。

○委員

キャッチフレーズには合っている。

○委員長

議題は以上となる。答申書については3回の会議で集約し、作成する。委員長、副委員長、事務局で確認して答申書を提出する。長時間の議論ありがとうございました。司会を事務局に返す。

○司会

ありがとうございました。会議次第4の今後のスケジュールについて説明する。

4. 今後のスケジュール

○事務局

スケジュールは1月6日から2月4日までこども計画案のパブリックコメントを実施する。併せて1月に議題2で説明したこども・若者アンケートの結果について、回答に協力してもらった子どもたちへフィードバックをする。1月下旬をめどに子ども・子育て会議の答申をする。2月上旬から中旬にかけてパブリックコメントの意見の確認と、計画書の調整等の対応をする。3月議会で審議いただき、計画書の校正・印刷作業をして、計画書が完成する。4月上旬に計画書を送付する。

○司会

スケジュールについて、ご意見等あるか。次第5のその他について説明する。

5. その他

○事務局

事務連絡が2点ある。子ども・子育て会議の答申書は7月と9月に開催した会議も併せ、全3回の意見を踏まえて、事務局案として作成する。1月下旬をめどに提出し、委員にも送付する。会議録の送付と報酬の支払いについては1月になる。本市の会計課から1月中旬以降、令和6年分の源泉徴収票が届く。7月の第1回、9月の第2回のみとなる。3回目は支払いが年をまたいで1月となるため、令和7年分となる。

○司会

令和5年度の1月から3月は開かれていないのか。

○事務局

2月にあった。

○司会

令和6年分の源泉徴収票には、令和5年度の最後の分も含まれるのでは。

○事務局

引き続き務められている方には、指摘の通りだ。

○司会

以上をもって、令和6年度第3回筑紫野市子ども・子育て会議を終了する。